

各関係団体の長 殿

大分労働局労働基準部長



労働者死傷病報告等の電子申請義務化に係る説明会の開催について

平素より労働安全衛生行政の推進に格別の御理解と御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、令和 7 年 1 月 1 日から施行される改正労働安全衛生規則により、労働者死傷病報告（裏面参照）については、電子申請による報告が義務付けられます。また、その報告事項についても、一部が改正されることから、大分労働局では、これらの改正内容に係るオンライン説明会を下記のとおり開催することとしました。

つきましては、貴団体の傘下会員に対し、本説明会の出席について周知していただきますようお願い申し上げます。なお、参加に当たっては、下記受付サイトから事前に申し込んでいただく必要があることにご注意ください。

記

1 日 時 令和 6 年 11 月 5 日（火） 14 時～15 時

2 説明会の内容

- (1) 労働者死傷病報告等の電子申請の方法について
- (2) 行動災害（転倒、腰痛）防止対策のポイントについて

3 受付サイト

労働局（労働基準関係）・労働基準監督署説明会等受付サイト

厚生労働省 説明会 受付



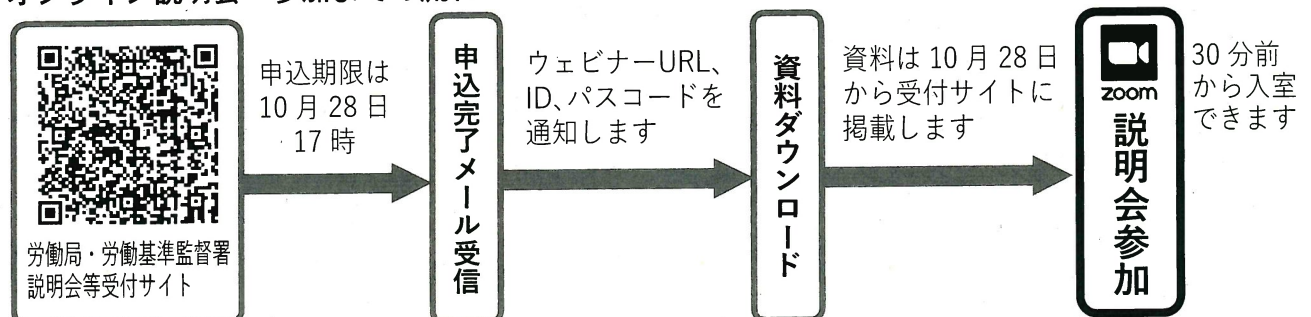
説明会番号 144-000-0002 申込期限 令和 6 年 10 月 28 日 17 時

4 注意事項

- (1) 説明会に参加するにはインターネット環境が必要です。説明会を視聴する端末に Zoom アプリをインストールしてください。
- (2) Zoom のウェビナー URL、ウェビナー ID、パスコードは、受付サイトからの申込完了メールで通知します。
- (3) 説明会資料は、10 月 28 日以降に受付サイトに掲載します。あらかじめダウンロードしてお手元にご準備ください。
- (4) 説明会当日、Zoom へ参加する際の名前欄には受付サイトから通知された「受付番号」を入力してください。受付番号により参加確認をします。

(担当官) 大分労働局 労働基準部 健康安全課 平林、柴田 ☎ 097-536-3213

オンライン説明会 参加までの流れ



(参考)

労働者死傷病報告

事業者は、労働者が労働災害等により死亡し、又は休業した場合に、労働者死傷病報告を所轄労働基準監督署長に提出しなければなりません。

報告義務者

上記の事由（下線部）による被災労働者の所属する事業場の事業者

報告様式と提出期限

休業日数によって使用する報告様式が異なります。

	休業日数等	提出する様式	提出期限
労働災害	死亡	様式第 23 号	災害発生後遅滞なく
	休業 4 日以上		
	休業 1 日以上 3 日以下	様式第 24 号	1 月～3 月の災害 → 4 月末日まで 4 月～6 月の災害 → 7 月末日まで 7 月～9 月の災害 → 10 月末日まで 10 月～12 月の災害 → 翌年の 1 月末日まで

労働安全衛生規則第 97 条

(労働者死傷病報告)

- 事業者は、労働者が労働災害その他就業中又は事業場内若しくはその附属建設物内における負傷、窒息又は急性中毒により死亡し、又は休業したときは、遅滞なく、様式第 23 号による報告書を所轄労働基準監督署長に提出しなければならない。
- 前項の場合において、休業の日数が 4 日に満たないときは、事業者は、同項の規定にかかわらず、1 月から 3 月まで、4 月から 6 月まで、7 月から 9 月まで及び 10 月から 12 月までの期間における当該事実について、様式第 24 号による報告書をそれぞれの期間における最後の月の翌月末日までに、所轄労働基準監督署長に提出しなければならない。

事業主の皆さまへ

労働者死傷病報告の報告事項が改正され、 電子申請が義務化※されます

令和7年（2025年）1月1日施行

労働者が労働災害等により死亡し、又は休業したときには、事業者は所轄の労働基準監督署に労働者死傷病報告を提出しなければなりません（労働安全衛生規則第97条）。

今般、労働者死傷病報告の報告事項について、災害発生状況をよりの確に把握すること等を目的として、以下のとおり改正します。

※ 経過措置として、当面の間、電子申請が困難な場合は書面による報告が可能です。

主な改正内容

これまで自由記載であった①、②、③、⑤について該当するコードから選択できるようになり、④については留意事項別に記入できるように記入欄が5分割されました。

①事業の種類

日本標準産業分類から該当する細分類項目を選択してください。
(例) 製造業>食料品製造業>水産食料品製造業>水産缶詰・瓶詰製造業

②被災者の職種

日本標準職業分類から該当する小分類項目を選択してください。
(例) 生産工程従事者>製品製造・加工処理従事者（金属製品を除く）>食料品製造従事者

③傷病名及び傷病部位

該当する傷病名及び傷病部位を選択してください。
(例) 傷病名：負傷>切断
傷病部位：頭部>鼻

④災害発生状況及び原因

5つの記入欄にそれぞれ記入してください。

⑤国籍・地域及び在留資格

該当する国籍・地域及び在留資格を選択してください。

※ 電子申請義務化に伴う略図の取扱いについて
従前の手書きでの作成とは異なり、イラスト等の「略図」のデータを添付してください。「略図」を手書き等で作成後、携帯電話等で写真を撮ってそのデータを添付していただいても構いません。

電子申請に便利な入力支援サービスのご案内

電子申請に当たっては

労働安全衛生法関係の届出・申請等帳票印刷 に係る入力支援サービス

をご活用ください

電子申請に当たっては、【労働安全衛生法関係の届出・申請等帳票印刷に係る入力支援サービス】をご活用いただくことでスムーズに申請できます。



厚生労働省ポータルサイト「労働安全衛生法関係の届出・申請等帳票印刷に係る入力支援サービス」は、企業の皆様が所轄の労働基準監督署に行う届出の作成を支援します。

届出する帳票の作成・印刷のほか、ガイダンスに基づき入力した情報をe-Govを介して直接電子申請することが可能です。

また、入力した情報はお使いの端末に保存できますので、作業の一時中断や、再申請などの場合に再利用が可能です。

※ 令和7年1月1日より、以下の報告も電子申請が義務化されます。これらの報告にも、入力支援サービスをご活用ください。

- 総括安全衛生管理者/安全管理者/衛生管理者/産業医の選任報告
- 定期健康診断結果報告
- 心理的な負担の程度を把握するための検査結果等報告
- 有害な業務に係る歯科健康診断結果報告
- 有機溶剤等健康診断結果報告
- じん肺健康管理実施状況報告
- 事業の附属寄宿舍内での災害報告

スマートフォンからの電子申請も可能です/
入力支援サービスを活用した電子申請はこちらから▶
厚生労働省HPにリンクします

